

## さぬき市入札参加者心得（電子入札案件用）

### （総則）

第1条 市の建設工事及び測量・建設コンサルタント業務に係る入札を行う場合の取扱いについては、地方自治法、地方自治法施行令、公告、執行通知書、その他の関係規程及び指示事項に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

### （一般的事項）

第2条 制限付き一般競争入札又は指名競争入札に参加できる者（以下「入札参加資格者」という。）は、制限付き一般競争入札においては制限付き一般競争入札に参加できる者として市長の確認通知を受けた者とし、指名競争入札においては、市長から当該の入札につき、指名通知を受けた者とする。

2 入札参加資格者又は代理人（入札参加資格者から委任を受けた者。）（以下「入札者」という。）は、契約条項、設計書、仕様書、図面、現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、契約条項、設計書、仕様書、図面等については質問があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

### （入札の参加）

第3条 入札は、かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行うものとする。

2 入札者が、初めて電子入札システムを利用するとき（登録済み事項の変更の場合を含む。）及び新たに電子証明書（電子入札システムの利用に必要なICカード等をいう。以下同じ。）を取得したときは、電子入札システムに利用者登録を行わなければならない。

3 電子証明書は、さぬき市に対し入札参加資格審査申請を行い、企業ID及びパスワードの交付を受けている企業（支店、営業所等が入札参加資格審査申請を行っている場合は、その支店、営業所等）の代表者の名義のものに限るものとする。

4 制限付き一般競争入札又は指名競争入札において、主任技術者又は監理技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に規定する工事の場合は、専任の主任技術者又は監理技術者をいう。以下同じ。）を配置することができない者は、入札に参加できない。

5 入札者は、工事費内訳書を電子ファイルとして作成し、入札を執行する者（以下「入札執行者」という。）が提示を求めた場合には、電子入札システムにより入札書に添付する方法により提示しなければならない。

### （入札保証金の納付）

第4条 入札者は、入札前に入札保証金を入札保証金納付書により納付しなければならない。

2 入札保証金の額は、契約しようとする金額の100分の5以上の額でなければならない。

3 入札保証金には、利子を付さないものとする。

4 入札保証金の納付は、国債、地方債その他入札執行者が确实と認める担保の提供（有価証券の場合は持参に限る。）をもって代えることができる。

（入札保証金の減免）

第5条 入札執行者は、次に掲げる場合において必要があると認めるときは、第4条の規定にかかわらず、入札保証金を減免することができる。

(1) 競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) さぬき市建設工事執行規則第8条に規定する資格を有する者による競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（入札の辞退）

第6条 入札者は、電子入札システムによる入札書を提出するまでは、電子入札システムにより入札辞退届を提出することにより、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札書提出締切日時を経過してもなお入札書が電子入札システムに未到達であり、かつ、入札参加者からの連絡がないときは、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

3 前項の規定により入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第7条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札の停止、延期及び取りやめ）

第8条 入札執行者は、天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争入札の実効がないと認められる場合には、入札又は開札を取消し、又は延期することができる。

2 システム障害等により、入札を行うことができない場合においては、市長の指示に従わなければならない。

（入札の手続）

第9条 案件の発注に当たって電子入札で行う旨を指定した案件（以下「電子入札案件」という。）は、電子入札システムで処理することとし、原則として、紙による申請書（添付書類を除く。）及び入札書の提出は、認めないものとする。

2 提出した入札書は、引換え、書換え又は撤回をすることができない。

（入札金額の記載要領）

第10条 契約の際には、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、次に掲げる要領で金額を記載しなければならない。

(1) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積

もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入力すること。

- (2) 入札書の金額欄には、アラビア数字を用いること。
- (3) 入札金額は、原則として、千円未満の端数は認めない。

(無効な入札)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札者が同一工事について2以上の入札をした場合
- (3) 入札者が連合して入札したと認められる場合、則ち談合の事実が明らかと認められた場合
- (4) 入札に際して不正の行為があった場合
- (5) 入札保証金を納付すべき場合に納付がない場合又は不足する場合
- (6) 所定の日時までには到達しなかった電子入札システムによる入札
- (7) 電子入札システムにおいて、必要な項目が入力されていないもの又は重要な文字・数字が誤脱し、若しくは不明であるもの
- (8) 電子証明書を取得していない者がした入札
- (9) 電子入札システムの不正利用及びICカード等の不正使用により行った入札
- (10) 前各号に定めるもののほか、市長が特に指定した事項に違反した者の入札

(失格)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 次条第1項の規定に基づき再度の入札をする場合において、初回の開札の結果発表した最低入札金額以上の金額で入札をした者
- (2) 最低制限価格を設けた場合において、開札の結果、最低制限価格に満たない金額で入札をした者

(再度入札)

第13条 入札執行者は、初回の入札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札をする旨の宣言をして入札を行う。この場合において、開札は、原則として初回の開札の日と同日に行う。

2 初回の入札において無効の入札をした者及び失格となった者は、再度の入札に参加することができない。

3 入札執行回数は、初回の入札及び再度の入札の合わせて2回を限度とする。

4 再度の入札をする場合において、初回の開札の結果発表した最低入札金額以上の金額で入札をした者は、失格とする。

(落札者の決定)

第14条 落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者とする。ただし、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制

限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。

2 入札執行者は、落札者が決定した場合に、その結果を全ての入札参加者に通知するものとする。

3 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、別に定める方法による電子くじにより落札者を決定する。

(最低価格以外の者を落札者とすることができる場合)

第15条 最低価格をもって入札した者であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、その者を落札者とせず、その他の者のうち予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることができる。

(1) その者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき。

(2) その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認めるとき。

(入札保証金の還付等)

第16条 入札保証金は、落札者を除き、入札終了後に還付する。

2 落札者の入札保証金は、契約締結後に還付し、又は契約保証金に充当することができる。

(入札保証金の帰属)

第17条 落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金は、市に帰属する。

(契約保証金の納付)

第18条 落札者(建設工事に限る。)は、契約の締結時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約金額が200万円に満たないときは、この限りでない。

2 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額でなければならない。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

4 契約内容の変更により契約金額の増減があったときは、その割合に従って契約保証金を増減することができる。

5 契約保証金の納付は、金融機関又は保証事業会社の保証をもって代えることができる。

(契約保証金の減免)

第19条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず契約保証金を減免することができる。

(1) 契約の相手方が、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(工事完成保証人)

第20条 落札者(建設工事に限る。)は、連帯保証人を立てることを必要としない。

(契約書の提出)

第21条 落札者は、当該落札した契約について市所定の契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内に総務部財産活用課に提出しなければならない。

(議会の議決に付すべき契約)

第22条 さぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年条例第49号）の規定により議会の議決に付すべきものについては、落札決定後仮契約を締結し、さぬき市議会の議決を得たときに契約が成立する。

(異議の申立て)

第23条 入札者は、入札後は、この心得、その他入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることができない。